

技術支援事例 No.36 / 依頼試験

登録試験事業者制度(JNLA)に基づく依頼試験の提供

現在、当センターは登録試験機関ではありませんが、依頼試験の提供は継続しています。（2025年2月追記）

支援の背景

平成17年度より工業標準化法(JIS法)の改正に伴い、JIS工場認定制度が廃止され、製品認証制度が開始されました。したがって、県内工場の製品は、県内に登録試験機関がないため、県外の機関に製品試験を発注しなければならなくなりました。よって、企業の負担増と製品出荷の遅れなどの問題が危惧されていました。

支援内容

沖縄県工業技術センターが登録試験機関として依頼試験を実施し、県内製造業のJIS認定製品の製造を支援をすることとしました。現在、当センターで実施できるJIS試験は以下の通りです。

- 1) 金属材料の引張試験(JIS Z 2241)
- 2) 建築構成部材・曲げ・圧縮・面内せん断試験(JIS A 5506)
- 3) 金属材料曲げ試験(JIS Z 2248)
突合せ溶接継手の曲げ試験(JISZ3122)
- 4) ブリネル硬さ試験(JIS)



支援の成果

信頼性の高い試験結果の提供及び県内製品のJIS取得を支援できるようになりました。